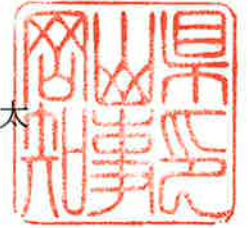


環 企 第 110 号
令和 5 年 8 月 24 日

経済産業大臣 西村 康稔 様

岡山県知事 伊原木 隆太



(仮称) 真庭太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見に
ついて

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 20 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 13 の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

つきましては、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定により、事業者に対して必要な勧告をするに当たっては、本意見の趣旨が十分に勘案されますよう御配慮願います。

(仮称) 真庭太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

令和5年8月24日

1 総論評価

(1) 事業計画について

- ・ 本事業は、ゴルフ場跡地を有効活用して再生可能エネルギーである太陽光発電事業を行うもので、事業実施区域はもともとゴルフ場内であるが、造成(切土・盛土)、一部伐採、パネル設置等建設工事・稼働時において、環境保全上の影響が懸念される。環境影響評価書(以下「評価書」という。)作成までに、更に事業計画の熟度を上げ、最新の事業内容等を反映した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、追加実施する環境保全措置も含めて、その内容を評価書に記載すること。

(2) 事後調査について

- ・ 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、事後調査の結果、予測範囲を超える影響が確認された場合は、専門家等に意見を求め、可能な限り環境影響を回避・低減できる対処方法を検討し、それを実施すること。なお、事後調査の実施期間は、当該環境影響の状況を十分把握できる期間とすること。

(3) 地域住民の理解について

- ・ 評価書の作成に当たっては、平易な表現や図を用いるなど、記載内容を工夫するとともに、縦覧終了後の評価書や工事中・供用開始後に実施する事後調査の結果についてインターネット等で閲覧可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報の公開に努めること。
- ・ 本事業の実施に当たっては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、住民から治水や風雨災害等に関する懸念が示されていることを踏まえ、逐次、事業計画等を丁寧に説明するとともに、環境保全上の問合せがあった場合は、丁寧に対応し、地域住民の懸念を払拭するよう努めること。

2 各論評価

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

- ・ 工事関係車両等は、最新の排出ガス基準に適合したもので、低騒音、低振動型の車両等を優先的に使用するとともに、運行管理を徹底し、環境負荷の低減に努めること。
- ・ 建設機械の稼働に伴う騒音について、敷地境界に防音壁を設置しない場合

の福谷地区の予測結果が環境基準を超過していることから、防音壁の設置などの環境保全措置を徹底すること。

- ・ 施設の稼働に伴う騒音について、現況の騒音に与える影響は小さいと予測されているが、夜間の環境基準を超過している地点もあることから、環境保全措置を適切に実施すること。特に、パワーコンディショナー等については、定常的に特定の周波数が卓越した音が発生する場合があることから、住居等との離隔や遮音カバー等を取り付けるなどの環境保全措置を徹底し、稼働後も必要に応じて、追加の措置を講じること。

イ 水環境

- ・ 造成工事の実施に当たっては、造成終了区域ごとに裸地の被覆や排水工事を行っていくとともに、台風や梅雨時の集中豪雨が発生しやすい時期の工事を避けるなど施工時期にも配慮した工事計画とすること。
- ・ 広大な面積の土地の形質の変更により、雨水の流出経路の変更が予想される事業特性も十分考慮し、林地開発に係る開発行為の技術基準等を参照の上、既存調整池の規模、設置場所、構造等をはじめ、排水関連設備の設計条件の確認を徹底するとともに、必要に応じ、沈砂池の追加設置等の措置を講じること。
- ・ 調整池の点検・浚渫等の管理は、濁水発生防止の重要な対策の1つであることから、定期的な実施だけでなく大雨が予測される際での実施も含めて検討し、点検頻度や浚渫を行う判断基準を評価書に記載し、適切な頻度により管理を行うこと。
- ・ 水の濁りの予測地点については、本事業により発生する水の濁りの周辺河川への影響を把握するため、方法書に記載されている周辺河川のWP05～07の3地点においても予測・評価を行うとともに、予測・評価の結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。また、同地点において事後調査の実施を検討すること。
- ・ 環境保全措置として行う調整池の各排水口の浮遊物質濃度のモニタリング調査について、具体的なモニタリング頻度及び実施期間を評価書に記載すること。

ウ 反射光

- ・ パネルエリアの視認可否や反射光の到達の有無については、地形の改変等により予測結果と異なる可能性があり、また、選定地点とは異なる位置の住宅等に反射光が到達する可能性があることから、造成計画の具体化に当たっては、配慮が必要な施設等（住宅等）への影響を低減させるよう留意するとともに、事業実施後に住宅等への反射光の到達が確認された場合は、追加の保全措置を講じ、地域住民への影響を低減させるよう努めること。
- ・ 事業実施区域の周囲には、国道や主要な地方道等が存在していることから、事業の実施に当たっては、保全対象である住宅等だけでなく、主要な道路へ

の反射光の影響も低減させるよう努めること。

- ・ 反射光については、配慮が必要な施設等（住宅等）のみを評価しているが、事業実施区域には多くの動物相が生息しており、類似事例や最新の知見等について整理・検討を行い、動物相への影響について低減させるよう努めること。

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- ・ 改変区域で生息及び繁殖等で確認された重要な種に対する環境保全措置については、移設等を行うこととしているが、まずは、生息地等の改変の回避の検討を行うこと。やむを得ず移設をする場合、移設する動植物が移設先の環境に適しているか十分検討し、その上で、移設方法等について、専門家等に意見を求めた上で、動植物の生息・生育への影響を最大限低減すること。

ア 動物

- ・ コキクガシラコウモリは、本事業の実施により越冬場所が少しでも改変されると、生息環境に大きく影響する可能性があることから、造成計画の具体化に当たっては、生息が確認された隧道の改変は原則回避を検討するとともに、隧道の周辺についても、生息環境が維持されるよう配慮した計画とすることで影響の低減を図ること。

イ 植物

- ・ ナツアサドリについては、移植しても周辺環境の変化により生育困難となるおそれがあるため、生育場所の改変については原則回避をすること。やむを得ず改変を行う場合、専門家等に意見を求めた上で、移植ではなく、種子の播種による保存について検討を行うこと。また、ヤマトミクリについては、遺伝子汚染の影響回避のため、専門家等に意見を求めた上で、やむを得ず移植する場合は、近隣地での移植先の検討を早期に開始すること。
- ・ 植生吹付等の緑化対策については、地域の植生、維持管理方法等に配慮の上、植生の専門家等に意見を求めた上で、地域に固有の在来種による植栽等を行うこと。

ウ 生態系

- ・ サシバの生息環境への影響について可能な限り低減するため、事業の実施に当たっては、環境保全措置を徹底するとともに、繁殖期には大きな音が生じる工事は避けるなど、繁殖行動に影響が出ないようにすること。また、事後調査の結果により、必要に応じて追加の環境保全措置を行うこと。

(3) 環境への負荷の低減

ア 廃棄物等

- ・ 事業の実施及び終了後に発生する廃棄物について、再生利用及び最終処分

等の方法を可能な限り具体的に評価書に記載すること。

イ 温室効果ガス等

- ・ 工事の実施に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り削減するよう、作業員の乗合い、省エネ型の工事車両・工事機械の使用などに努めること。また、発電設備の採用に当たっては、製造・輸送・廃棄に係るエネルギー消費量を考慮し、エネルギー消費量の少ないものの採用に努めること。